

市谷議員要望項目一覧

令和7年度9月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
【物価高と猛暑から暮らしを守る】 ①消費税減税及び税の応能負担の徹底と軍事費等の歳出削減による財源捻出を国に求めること。 選挙後の世論調査でも75%が消費税減税・廃止を求め、自民党も含む参院選の全当選者の6割が消費税減税の立場を示すなど、消費税減税は世論である。財源では、石破総理が大企業に担税能力があることを認め、その実行は政府の決断にかかっている。物価高から暮らしを守るため、消費税減税及び税の応能負担の原則に立った大企業や富裕層への課税強化と異常に突出した軍事費などの歳出削減で財源を捻出するよう国に求めること。	少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心して、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、社会保障費の安定財源の確保は喫緊の課題である。消費税は、広く全世代の国民全体が負担すること、財源として安定的であること、偏在性が少ないことなどの特徴から、社会保障財源としての重要性が高いため、消費税率引下げを求めることは考えていない。 また、防衛に関する事項は国の専権事項であり、防衛関係予算は国の責任において決定・審議されるものであり、消費税減税等の財源捻出のために削減等について求めることは考えていない。
②全国一律最賃時給1500円と中小企業への賃上げ直接支援を早期に実施すること。 2025年度の最低賃金について、8月4日中央最賃審議会が「地域別最低賃金額改定の目安」として過去最高のプラス63円を示し、Cランクの鳥取県ではプラス64円で時給1021円の想定と報道されている。最終決定は鳥取地方最賃審議会の審議に委ねられるが、月20万円の手取りとなる時給1500円にはまだ遠く、都市と地方の格差も残されたままであり、このままでは人口減少・流出に歯止めをかけることができない。同時に、物価高の下、中小零細企業にとって賃金アップは困難が予想される。国に対し、全国一律時給1500円の早期実現と、国の責任で大企業の内部留保に課税をして財源を捻出し、中小企業への賃上げ直接支援を実施するよう求めること。また、徳島県では、県独自の賃上げ直接支援等で、5人以上の職場の実質賃金が昨年8月以降、前年同月比で10か月連続プラスと効果を上げており、鳥取県でも賃上げ直接支援に踏み出すこと。	最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する地方最低賃金審議会において慎重に議論され、その決定は厚生労働省及び労働局の専権事項である。 鳥取地方最低賃金審議会において、令和7年度の鳥取県の最低賃金を現在の957円から73円（7.63%）増額し1,030円とすることを鳥取労働局へ答申したところである。 石破首相は2020年代に最低賃金の全国加重平均1,500円への引き上げを表明しており、今後の国の動向を注視していく。 なお、賃上げは生産性向上を通じて企業の経営力を高めるための取組と両輪で進めるべきものであり、県ではこれを「持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金」により支援しているため、直接支援のような一時的な対策の実施は考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
③熱中症予防のため、住宅及び学校体育館へのエアコン設置に助成を。 今年は、「熱中症特別警戒期間（概ね３５度以上の日が３日以上）」が７回発令されるなど異常な暑さとなり、昨年同期より、熱中症による救急搬送者は、特に高齢者や少年が多く、幸い死亡者は出ていないが、重症・中等症・軽症いずれも多くなっている。また、熱中症の発生場所は一番多いのが住宅で、教育機関も少なくなく、エアコン設置の支援が必要と考える。県が市町村と協力し、住宅へのエアコン設置助成を検討すること。（東京都・大阪府・神奈川県・兵庫県・埼玉県及び境港市実施、倉吉市検討中）。 また、学校体育館のエアコンは未設置が圧倒的に多く、日常の教育活動、避難所、また参議院選挙の投票立会にも、命に関わるような困難をもたらしていることから、早急にエアコン設置の支援をすること。尚、８月１日の高校生議会では、愛知県で全学校の体育館エアコン設置の予算が提案されたことが紹介されており、参考にすべきと考える。	住宅へのエアコン設置については、生活保護制度において、保護開始時等に冷房器具の持ち合わせがなく、熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合にエアコンの設置が認められているところであり、その他の者への支援は、まずは住民の生活状況を把握する市町村において実施されるものと考えている。 学校体育館へのエアコンの設置については、緊急防災・減災事業債などの有利な財源充当を前提に引き続き検討していく。また、令和６年度に「空調整備臨時特例交付金」（国補助金）が創設されたところであるが、高等学校が補助対象外、補助上限額が低い等、課題が多いことから、補助対象の拡充・要件緩和について、令和７年８月に国へ要望を行った。今後とも他県の事例も参考にしつつ、全国知事会及び全国公立学校施設整備期成会、全国都道府県教育長協議会などの各種団体とも連携して、引き続き国への働きかけを行っていく。
④「<u>渇水対策</u>」と被害補償を。 「渇水対策等緊急事業」として、事業費の上・下限なく、県補助率最大５０％で市町村と同率で補助する事業に踏み出したことに敬意を表する。引き続き渇水被害の未然防止に取り組むと同時に、被害発生時に備え、収入補填も視野に調査・検討すること。既に、梨の玉太りが悪く、進物用に出荷できない、ワインの原料のブドウが枯れた、トウモロコシが不作等といった事態・被害が生じている。JA 共済の補償対象外となった場合の支援や上乗せ支援を検討すること。	農産物における気象災害等による収入減少については、農業共済や収入保険への加入を推進しており、県独自の補填は考えていない。 また、県としては、気象災害等で影響を受けた農業者に対し、つなぎ融資の利子補給を行う農業経営安定資金利子助成事業の活用について、JA 等と連携して対応していく。
⑤<u>公共交通の料金割引</u>を。 物価高の下で、より一層バス・タクシーなどの料金の負担感が増している。高齢者や障がい者等の料金割引を県が支援して実施すること。	近年では、路線バスの料金値上げは行われておらず、また、タクシーは令和５年１２月以降は料金値上げは行われていないが、光熱費や米などの物価が高騰しているため、高齢者や障がい者等を含む物価高騰による家計への影響が大きい世帯に対し、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による給付金や、県の家計負担激変緩和対策事業等により市町村を通じて、支援を行っているところである。 また、高齢者や障がい者等への公共交通機関利用料金への支援については、各市町村において実情に応じた住民向けの支援を行っている。 バス・タクシーなどの料金割引を県が支援することは考えていないが、今後も国や市町村とも連携して物価高騰に対する支援を検討していく。

要望項目	左に対する対応方針等
【トランプ関税問題への対応】 トランプ関税は、日米合意とトランプ大統領令に食い違いが生じていると報じられている。「日米合意」では、関税１５％以上の品目は上乗せがなく、１５％未満のものは１５％になるとしていたものが、トランプ大統領令では１５％以上のものは追加で１５％上乗せされるとのことである。そもそもトランプ関税は、従来の貿易ルールを無視したものであり撤回されるべきものである。しかし、日本政府は、「撤回」ではなく「見直し」を求めただけであり、しかも合意文章も交わってないなど、及び腰の対応であった。その上「日米合意」の内容は、日本の対米投資が５５００億ドル（約８０兆円）、農産品・食品の日本への輸入拡大と非関税措置の拡大、コメの輸入拡大、防衛装備品の購入など、徹底した対米従属であり、日本経済や企業経営、農業への甚大な悪影響が懸念される。 ①今からでも、国際社会と連帯して無法なトランプ関税の撤回を政府に求めること。 ②自動車関連産業での関税分のコストカットによる雇用や下請け切りに対し、セーフティネットをはることを。 ③米国に輸出してきた県内企業の収入減少や、輸入拡大によって影響を受ける農産品の収入減少に対し利子・保証料無料の融資や補助金の嵩上げ、収入補填を行うこと。	トランプ関税については、令和７年７月に全国知事会を通じて、米国に対して機会を捉えて関税措置の見直しを引き続き粘り強く求めていくこと、自動車関連産業をはじめ経済変動の影響を受けやすい中小企業等の地方の産業や雇用への影響を最小限にする対策を講じること、適切な価格転嫁を阻害することがないように発注側企業への監視を強化・徹底すること等について、国に要望したところである。 国は、雇用が不安定化することを防ぐため、必要な措置を講ずるとしており、県としても状況を注視し、国と呼応して必要な対応を講じていく。 また、トランプ関税によって影響を受けた米国輸出等を行う県内企業に対しては、制度融資や補助金の拡充を９月補正予算案において検討している。 農業関係では、主食用米について、政府はミニマム・アクセス米制度の枠内で国内産米に影響を及ぼさないよう適正に運用するとされており、国内への影響は生じない見通しであるが、引き続き情報収集に努め、必要に応じて影響緩和策を検討する。 【９月補正】 ・日米関税交渉合意を受けた県版セーフティネット構築事業（米国関税対策のための緊急融資事業） ５２，０６６千円（融資枠：８０億円） ・米国関税対策緊急支援事業 １００，０００千円 ・新市場開拓・サプライチェーン再構築に向けたサポート体制強化事業 ３３，０００千円 ・県産日本酒緊急支援事業（新市場等販路開拓プロモーション強化事業） ３，０００千円 ・産業未来共創事業（成長・規模拡大型、一般投資型） 制度改正 最高裁判決を受けて、国は、司法の最終的な判断を真摯に受け止め、判決の趣旨及び内容を十分精査の上、専門家による審議の場を設けて今後の対応を検討していく旨を示していることから、国の動向を注視していく。
【社会保障の充実に向けて】 ①失われた生活保護費の回復を。 安倍政権時代、２０１３年から３年間で段階的に生活保護基準を１０％と大幅引き下げたことは、本年６月２７日最高裁で、「厚生労働省の判断に誤りがあり、違法」との判決が出た。厚生労働省は謝罪し、生活保護費の未払い分を遡って支給するよう求めること。	

要望項目	左に対する対応方針等
②医療保険料への子育て支援金賦課の中止を。 「こども未来戦略」に盛り込まれた児童手当の拡充、妊婦への10万円の給付金、こども誰でも通園制度、児童扶養手当の第3子以降の加算額引上げ、育休給付率10割、育児時短就業給付、育休中の国民年金免除等を実施する費用が3.6兆円と試算され、そのうち1兆円分で「子育て支援金制度」を創設し、令和8年度～令和10年度まで、医療保険料から徴収するとされている。「全世代で子育てを支える」というが、目的の違う医療保険料に上乗せして財源を賄うことは財政規律にも反し、負担平均月額令和8年度250円、令和9年度350円、令和10年度450円程度だが、今でも高い国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、健康保険料を引き上げ、低所得世帯や高齢者世帯、そして子育て世帯にも負担増となり、国民生活を苦しめることになる。子育て支援金制度の中止を国に求めること。国保の実施スケジュールでは、7月～9月に納付金額算定、来年1月～3月に条例改正が予定されているが、納付金や保険料への影響、検討中の条例案を早期に明らかにし、県民がその是非を判断できるようにすること。	医療保険料への子ども・子育て支援金制度賦課の中止を国に求める予定はないが、国民の理解が十分得られるよう、支援金の目的や使途、負担の在り方等を国の責任において丁寧な周知広報を行うことについて、令和7年8月に国に対して要望を行った。 また、鳥取県国民健康保険条例の改正や国民健康保険料に係る納付金算定に必要な情報がまだ国から示されていないため、国から情報が示された後、改正等作業を進め、必要な時期に鳥取県国民健康保険運営協議会等で説明を行う予定である。
③国保料の引き下げを。 国民健康保険は、納付金に係る医療費統一負担の割合が昨年度より増し、市町村の国保料が引き上げることが懸念される。県が財政支援し、保険料が上がらないようにすること。	国民健康保険料に係る納付金の算定については、令和7年度から市町村ごとの医療費水準の違いを反映しない仕組みを段階的にとっている。この仕組みにより、医療費水準が低い市町村は納付金額が増えることとなるため、医療費水準が低い市町村に対しては県特別交付金等の交付により負担軽減を図り、保険料への影響を抑制することとしている。
④後期高齢者医療保険料の引き下げを。 後期高齢者医療保険料は来年度、2年に一度の改定時期を迎える。保険料が上がらないよう県独自に財政支援すること。そのためにも基金に対する県の拠出を増やして備えること。	後期高齢者医療財政安定化基金への拠出は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、国や広域連合の拠出も伴うため、県独自で対応ができるものではない。また、後期高齢者医療保険料については、まずは保険者である後期高齢者医療広域連合が検討されるべきものとする。
⑤紙の健康保険証の継続を。 マイナ保険証への移行が進まず、7月末期限となった国民健康保険証や後期高齢者医療保険証が、来年3月末まで「資格確認書」と併用できることとなった。その旨を県民に周知すること。また、紙の保険証の継続発行を求めること。保険証が復活しない場合、マイナ保険証は更新の申請漏れで使用できない場合を想定し、「資格確認書」の申請なしの自動送付を、国保と後期高齢者医療の双方で継続し、「無保険証」状態にならないようにすること。	今回、国から示された健康保険証の有効期限切れに伴う措置は、当面、有効期限が切れたことに気がつかずに医療機関を受診する者を想定し、引き続き一定の自己負担割合で保険診療を円滑に受診できるようにしたもので、医療機関窓口での混乱を回避するための暫定的な取扱いである。 また、医療保険制度の基本部分である健康保険証の在り方は国において検討されるものであり、健康保険証の継続を国に要望することは考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
⑥医療費 4 兆円削減と OTC 類似薬の保険外しに反対を。 骨太方針 2025 に盛り込まれた医療費 4 兆円削減方針には、2026 年度から OTC 類似薬を保険から外すことが盛り込まれている。胃腸薬、湿布、解熱鎮痛剤、アレルギー用薬などが保険外しの対象となり、薬代の自己負担が、花粉症患者では年間 6 千円から 15 万円へ、アトピー性皮膚炎患者では年間 3 千円から 6 万円へ、慢性的な腰痛患者では 1 万円から 25 万円へととなり、全体で 20 倍～40 倍の負担増とも試算されている。また、県の特別医療費助成制度で無料になっている子どもや障がい者にも、新たに薬の負担金が生じ、県の無料化制度が意味をなさなくなる。OTC 類似薬の保険外しに反対すること。	OTC 類似薬の保険給付の在り方の見直しについては、持続可能な社会保障制度のための改革を実行し、現役世代の保険料負担を含む国民負担の軽減を実現するため、骨太の方針 2025 に、社会保障改革に関する議論の状況も踏まえ、2025 年末までの予算編成過程で十分な検討を行うとされたものである。 なお、検討にあたっては、医療機関における必要な受診を確保し、こどもや慢性疾患を抱えている方、低所得の方の患者負担などに配慮するとされている。 今後、国において検討される社会保障制度の改革については、県としても状況を注視していく。
⑦経営危機の医療機関に財政支援を。 医療機関が、物価高の下で経営危機に陥っている。中期改定も含む診療報酬の抜本的増額を求め、県独自の物価高・経営対策支援を追加・継続すること。また離職防止のため、職員の賃上げを支援すること。	物価高騰等により、医療機関は厳しい経営を強いられていることから、臨時的な診療報酬の改定や基盤整備に対する支援などを令和 7 年 8 月に国へ要望したところである。 また、賃上げ等への支援として、国の臨時交付金を活用し、令和 7 年度当初予算で医療機関の職場環境整備（賃上げ含む）や生産性向上等への取組支援に係る予算を措置したところであるが、本来、賃上げ、物価高騰への対応は、診療報酬により措置されるものであることから、追加の支援は考えていない。
⑧福祉職の賃上げ支援を。 福祉現場では低賃金で欠員が多い。その上、昨年行われた報酬改定では実質削減状態であり、厚労省介護給付費分科会でも、全産業平均と比べ月 8 万円も低いことが明らかとなっている。介護報酬の引き上げを求め、県独自にケア労働者への賃上げ支援を行うこと。	県では、介護職員の処遇改善に関して、令和 7 年 4 月及び 8 月に国に対して抜本的な介護報酬の見直しを含めた制度設計を進めるよう要望し、また本年 7 月には全国知事会を通じて国に要望したところである。介護報酬の改定については、社会保障審議会介護給付費分科会において継続して議論されており、その議論を注視しつつ、今後も引き続き介護職員の処遇改善について国に要望していくこととしており、県独自の支援は考えていない。
⑨ひとり親世帯の所得確保を。 15 歳未満の子は扶養控除がない上、ひとり親の場合の児童扶養手当は所得制限があるため制度満額を受け取ることができず、県特別医療費助成のひとり親世帯の支援も対象外となり、収入が目減りする状態が生じている。15 歳未満の子の扶養控除の復活、児童扶養手当の所得制限の撤廃を国に求めること。ひとり親世帯の県特別医療費助成は所得制限を撤廃すること。	15 歳未満の子の扶養控除は、「所得控除から手当へ」等の観点から、平成 22 年度に子ども手当の創設とあわせて撤廃されたものである。令和 6 年度の児童扶養手当法改正では、ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、働き控えに対応し自立を下支えする観点から、所得限度額を上げるとともに、生活の安定のため特に多子家庭に対し、第 3 子以降の加算額を第 2 子加算額まで引き上げが行われたところであり、今後も国の動向を注視していく。 ひとり親家庭の特別医療費助成制度は、経済的理由により適切な医療受けられないという状況を避ける目的で行っているものであり、所得制限の撤廃は考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
【農林水産業の振興】 ①米価高騰・コメ不足への対策を。 昨今の米価高騰はコメ不足が原因であることをようやく政府も認めた。増産に舵をきるとした政府に対し、再生産可能となるようコメの価格保障・所得補償制度を確立するよう求めること。また、以前のような米価暴落を招くことがないよう、コメの輸入と輸入拡大は中止し、適正な価格での備蓄米の買い上げや放出で、需給バランスを取るよう求めること。また、緊急的には、今も米価高騰が続いており、更には猛暑と渇水の影響によるコメ不足や不作、それに伴う米価高騰や農家の所得確保にも心配がある。米価高騰に対し消費者が購入しやすくするためのお米券の発行や、コメの所得補償を国に求め、県独自にも所得補償を実施すること。	県では、水田政策の見直しについて、地域の実情に配慮し、意欲ある稲作農家が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とすることと、国の責任において主食用米の需給及び価格の安定に向けた体制構築について、令和7年8月に国に要望しており、所得補償制度や輸入中止等を要望することは考えていない。 また、現在、国が米の増産に向けて各種制度の見直しを検討していることから、国の動向を引き続き注視することとし、県独自でのお米券の発行や所得補償を実施することは考えていない。
②中山間地域の鳥獣被害対策の充実を。 イノシシ、シカ、クマ、カラスなどの鳥獣被害が広がっている。高齢化と人口減少が著しい鳥取市佐治町柝原では、シカ被害の防止のため果樹園の周りに柵とその上にネットを張るが、冬は積雪が1～2メートルに達するため柵とネットを取り外し、再設置が必要となっている。しかし、果樹園が傾斜地にあり、特に高齢者にとって取り外しは大変危険であり、集落での取組も困難である。柵等の付け外しへの人的支援が十分得られる仕組みや補助金をつくること。また、罾は見守りをしないと設置できず、鳥獣被害防止総合対策交付金メニューに見守り支援（捕獲サポート隊）があるが、市町村が「被害防止計画」に盛り込む必要があり、市町村は限られた交付金の中では、捕獲奨励金に重きが置かれ、罾の見守り支援が実施されにくい状況がある。県が交付金とは別枠で、罾の見守り支援の仕組みと補助金を創設すること。	県では、国の交付金も活用しながら、侵入防止柵などの資材費を支援しており、労力的に受益農家だけでは侵入防止柵の設置や管理が難しい場合は、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用して、集落等の地域住民により、柵の設置、設置後の草刈り、点検、補修等が行われている。新たな補助金の創設ではなく、こうした多面的機能支払交付金等の制度や活用事例を周知し活用するよう働きかけていく。 また、鳥獣被害防止総合対策交付金メニューにわなの見守り支援があることから、実施については市町村の判断に委ねるべきものと考えするため、交付金と別枠での支援の仕組みづくりや新たな補助金創設は考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
③<u>就農者が増やせる支援制度に改善を。</u> 今、気候変動や戦争、トランプ関税問題等の不測の事態に備え、食糧を輸入に頼るのではなく、自国で生産する食料安全保障が重要となっている。しかし、農業の各種支援制度は、規模拡大や認定農業者を要件としているため、1 ha 未満の農家がほとんどの自治体では、認定農業者になれず、「県の各種農業支援制度が使えない」、「自治体財政が苦しく独自支援もしにくい」との声を聞いた。制度の改善が求められている。 ○県の各種支援制度の要件から規模拡大や認定農業者の要件を撤廃し、小規模農家でも制度が使えるようにすること。 ○県の就農応援交付金は3年間から5年間に延長すること。 ○農地利用効率化等支援事業は、認定農業者の条件を撤廃し、補助率は3／10から2／3まで高めること。 ○農業資材は、農協で購入する場合は収入が入るまで支払いを待ってもらえるが、それ以外は支払いが求められる。小口の立替払い支援制度及び資材購入費補助金制度を創設すること。	小規模農家を含む多様な担い手による機械導入等を支援する「中山間地域を支える水田農業支援事業」については、令和7年度に規模拡大要件を撤廃し、現状維持を認めるなど、要件緩和したところであり、さらなる緩和は考えていない。 県の就農応援交付金は、認定新規就農者を重点対象として、3年間の交付に加え、5年間の機械・施設整備費の助成、普及指導活動による伴走支援など、ソフト・ハードの両面で就農初期を手厚くサポートしており、現行の支援スキームの変更は考えていない。 農地利用効率化等支援事業は、地域計画の早期実現に向けた担い手を支援する国事業であり、助成対象の条件は変更できない。また、補助率の上乗せを含め、現行の支援スキームの変更は考えていない。 農業資材に係る通常必要となる生産経費への直接的な助成は、効率的かつ安定的な経営を目指す農業者の育成にはつながらないため、制度の創設は考えていない。
【戦争と核兵器のない世界を】 今年被爆80年を迎えたが、ロシアやイスラエル、アメリカ等による核関連施設の攻撃や、核保有国そして日本政府からも核抑止力論の声が高まり、核戦争が現実味を帯びている大変危険な状況である。唯一の戦争被爆国の政府として、核兵器禁止条約に参加し、核のない世界の実現に力を尽くすよう求めること。また、原爆被爆者への国家賠償を求めること。	外交防衛については、国の専権事項であり、核兵器禁止条約への参加については、国において議論されるべきものである。 原爆被爆者に対しては、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、保健、医療、福祉にわたる総合的な援護施策が実施されている。国家賠償については日本原水爆被害者団体協議会が国に継続して要求されており、空襲被害者の方への一時金や実態調査を内容とする議員立法の議論も含め、国の動向を注視していく。
【生活環境を守る】 ①<u>集合住宅の紛争予防条例の制定を。</u> マンション、アパート、長屋など集合住宅の建築を巡って近隣住民とのトラブルが絶えない。トラブルとなっているのは、条例等が整備されている中高層住宅だけではない。福岡市のように、多様な集合住宅の建築を対象にした紛争の予防と調整のための条例を創設すること。	建築物に関する近隣住民間の紛争防止は市町村の役割であり、それぞれ地域の実情に応じて主体的に対応されていることから、県として条例を制定する考えはない。 なお、鳥取市等で地域の実情に応じて対象建築物の高さ等を設定した上で建築に係る近隣トラブルの予防に関する指導要綱を定めているほか、指導要綱の対象とならない建築物についても近隣住民の求めがあれば建築主に説明等を求めている市もあるなど、紛争の予防措置が講じられている。

要望項目	左に対する対応方針等
②被爆しない原発避難計画に。 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域住民避難計画が修正作業に入っている。その中で、屋内退避が基本を強調するとしているが、能登半島地震では、複合災害の場合、屋内退避が困難であることが示されたと考える。この度の修正案の中では、屋内退避が不可能な場合の避難の指示とその責任の所在、屋内退避の解除指示とその責任の所在を明示することで、確実な避難を保障すること。また、緊急事態対応に従事する者の実効線量限度を50ミリシーベルト／年としているが、住民の実効線量限度はいくらかを明示すること。	原子力災害が発生した際の屋内退避や避難等の防護措置については、原子力災害対策指針等に基づいて策定した県の地域防災計画（原子力災害対策編）等により緊急事態の進展に応じて実施することで、住民等の被ばく線量を合理的に可能な限り低くすると同時に、被ばくを直接の要因としない健康等への影響を抑えることとしている。 なお、原子力規制委員会は、原子力災害事前対策の策定において参照すべき線量の目安として、実効線量で100ミリシーベルトの水準を設定しており、上記の防護措置を講じることで、十分下回ることを確認している。
③鳥取駅周辺再整備計画の中止及び変更を。 鳥取駅周辺再整備のレイアウト案が示されたが、駅北口では、風紋広場がバスターミナルとなり、複合施設が新設されるなど、相当のハード整備がなされる。しかし、予算・財源は全く示されておらず、どれだけ市民・県民の負担が増えるのか大変不安である。この計画は、「人口減少・少子高齢化」が進む中で、にぎわいを取り戻すことを目的としているが、駅前のにぎわいを取り戻しても、人口が増えるわけではないし、むしろ人口減少下でのハード整備は、財政的にも、建築物も、負の財産となる危険性がある。今までも、シャミネに入った店舗が撤退を繰り返しており、新たな箱モノ整備は、失敗の危険性が拭い去れない。県は4者協議会の一員であり、複合施設の建設中止を求め、バスターミナルやタクシー乗り場は充実するなど、公共交通の維持・充実や、交通弱者への対応に重きを置くよう、レイアウトの見直しを求めること。	鳥取駅周辺再整備は、「集約型交通ターミナル機能の再編」や「まちなかへ賑わいを滲み出す空間整備」等を「基本方針」（昨年6月鳥取市公表「鳥取駅周辺再生基本計画」より）としつつ、鳥取市が主体となって、今後のまちづくりの観点も踏まえ、交通事業者、地元経済界、金融等の関係機関や若者をはじめとする市民の声を聴きながら検討が進められており、併せて事業費等についても検討が行われている。 なお、県はこれまでも四者連携協議会等において、高齢者や障がい者を含め利用者にとってより使いやすいバスターミナルやタクシー乗降場等の整備がなされるよう求めている。
【教育の充実を】 ①全学校での給食無償化実施を。 学校給食無償化は、自民・公明・維新の3党が8月をメドに制度設計することで合意したと報じられている。どのような制度設計となるのか明らかにするよう求めること。そして、小学校だけでなく中学校、特別支援学校も一気に実施するよう市町村と協議し、県が応分の負担をして実施を保障すること。また、物価高のもとでの無償化であり、経費もかかると思われるが、食育や地産地消、必要な栄養が保障される給食単価となるようにすること。	給食無償化については、早期に具体的な制度概要を示すとともに、物価が高騰した場合においても給食の質を担保し、加えて地産地消など各自治体が特色ある給食の提供や食育を推進することができるよう、国の責任において必要な財源措置を行うことについて令和7年8月に要望した。物価高騰に対する小中学校の給食費への対応については設置者である市町村が物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用しながら実施されているところであり、県が負担することは考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
②教員不足がないよう対応すること。 教員採用試験が終了し、合格者にきめ細かに対応し、昨年より辞退者も少ないと側聞している。新年度には、教員配置の不足がないよう、対応すること。	鳥取県で教員になることや鳥取の生活等に対して具体的なイメージを持ってもらうため、令和6年度は「とっとり教採アンバサダー」（志願者目線で情報発信するため、県外新卒者を含む新規採用教員を委嘱）も参加の上、関西2箇所で合格者懇談会「TTG（Tottori Teachers Greeting）」を実施した。その結果、参加者の82.6%が本県教員に採用となったところであり、本年度も同様の取組を実施し、教員採用予定者の辞退減少に向けた対策を進めていく。
③中学校と高校の30人以下学級の実施を。 国が小中学校の35人以下学級を学年進行で実施しており、来年度は中学校での実施となる。鳥取県は国に先んじて中学1年33人以下、中学2・3年35人以下学級を実施しており、国の少人数学級推進の財源を活用し、2026年度は中学校の30人以下学級となるよう検討すること。また、高校でも30人以下学級を実施すること。	中学校の更なる少人数学級については、市町村の意見を十分に聞きながら検討していく。また、高等学校においては、専門学科を中心に1学級の生徒数を38人以下としているが、令和6年3月策定の「令和新時代の県立高等学校教育の在り方に関する基本方針（令和8年度～令和17年度）」に基づき、少人数学級の実施について、その効果や財政負担を十分に検証し、慎重に検討を進めていく。
④障がい児教育・特別支援教育の充実を。 ○全ての障がいのある生徒に、発達と障がいに応じた教育を保障するため、発達障がい・情緒障がい単一の場合でも特別支援学校、特に高等部に行けるよう、法改正を求めること。	令和7年3月の中学校特別支援学級(全ての障がい種)卒業者のうち59.1%（平成24年3月：30.1%）が高等学校へ進学している状況であり、平成30年度以降、県立高等学校において通級による指導を開始し、「情緒障がい」、「発達障がい」など障がいのある生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を行っているところである。今後も高等学校において「情緒障がい」、「発達障がい」のある生徒の障がいの状況に応じた教育をしていきたいと考えおり、現時点では法改正を求めることは考えていない。
○「通級指導教室」の増設と、全中学校・高等学校にも設置すること。	通級指導教室については、国の教職員定数において平成29年度から基礎定数化しており、本県においても少しずつ定数を増やしてきているところである。また、令和7年8月に国へ要望を行ったところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけていく。 高等学校においては、平成30年度から障がいに応じた時間指導（通級による指導）が可能となり、今年度は教育課程に障がいに応じた特別の指導を加えた5校について加配措置を行っているところである。通級における巡回指導及び教育課程の編成について各学校で検討を進め、増員が必要な場合は国に加配要望をしていく。
○遠隔地のため特別支援学校への通学が困難な場合には、居住地近くの学校に特別支援学校の分教室を設置すること。	鳥取盲学校、鳥取聾学校、琴の浦高等特別支援学校には寄宿舎を設置しているほか、通学バスの運行などの通学支援策を講じており、現時点では分教室の設置については考えていない。なお、県全体の特別支援学校の整備のあり方として施設設備の老朽化や教室の狭隘化等の各学校における課題を解決するため、児童生徒等数の見込みや地域の特性等を考慮し、中長期的な視点で検討を行うこととしている。
○特別支援学校での教育充実のため、重複障がい児の教員配置の増員、単一障がい学級の定員を6名から5名にすること。	特別支援学校においては、国の学級編制基準に準じて職員配置を行っているが、指導にあたっては、チームティーチングなど1学級複数の教員で指導・支援を行っている状況であり、編制基準の引き下げについては考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
○小・中学校の特別支援学級の学級定員を7名から6名にし、複式学級の場合は県費で支援員を配置すること。	本県では、国の基準である1学級あたりの児童生徒数8人を7人としているところであり、小学校学級編成基準が40人学級から35人学級となったことを踏まえ、小・中学校の特別支援学級の学級編制基準について、1学級あたりの児童・生徒数を8人から7人とするよう令和7年8月に国に要望を行ったところであるが、7人から6人への編成基準の引き下げについては考えていない。
○特別支援学校の「設置基準」を既存校も早期に満たすよう、施策を進めること。	近年の各特別支援学校の児童生徒の増加に対しては、令和4年3月に「鳥取県立特別支援学校の教室不足の解消に向けた集中取組計画」を策定し、令和6年度までに必要な特別支援学校について教室数を増やす内部改修工事を順次行ってきたが、計画を上回る教室不足が見込まれる場合は、中長期的な視点での検討に加え、個別に対応していく。
○普通高校に在籍する障がいのある生徒も修学奨励費の対象にすること。	高等学校に在籍する生徒について、学校生活で特に負担が大きい経費については就学奨励費の対象とするよう令和7年8月に国に要望したところであり、今後も引き続き国に対して働きかけを行う。
⑤「不登校」の子どもの学びの保障を。 ○不登校の子どもへの対応が充実するよう、市町村の「適応指導教室」への財政支援し、スクールカウンセラーは他校との掛け持ちではなく全校に配置すること。	市町村設置の教育支援センターに対する県からの補助は考えていないが、国から市町村への直接補助について令和7年8月に国に要望を行った。スクールカウンセラーの全校配置については人材の確保が難しく、単独での全校配置は現実的ではないと考える。
○フリースクール以外にも、多様な学びの場や居場所を保障すること。	県が認定しているフリースクールは増加傾向にあり、それぞれ特色があることから、子どもたちの多様なニーズにも一定の対応ができていると考えている。また、不登校児童生徒の校内の居場所づくりのために設置している校内サポート教室について、公立中学校（15校）での活用実績等が伸びていることから、令和7年度には公立小学校3校にも設置したところであり、市町村と連携しながら更なる設置校数の拡充について検討していく。
⑥教育無償化の更なる進展を。 ○国による高校授業料無償化によって、従来の県独自支援金が浮いてくる。それを活用し、県立高校の教科書、タブレット等を無償化すること。	県として補助制度を作ることは考えていないが、県立高校への支援（保護者負担経費など）の抜本的な拡充を図るよう令和7年8月に国に対して要望を行った。 また、現在、経済的に困っている家庭に対してはタブレットの無償貸与を行っているところである。
○学校のトイレに生理用品を配置すること。	トイレへの生理用品の配備については、一律の定めはないものの、県立学校では、ほとんどの学校で保健室に生理用品を備え、必要な生徒からの申し出に応じて配付する形で対応するなど、各学校が実態等に応じて適切に対応することとしている。なお、生徒が保健室に相談に来ることをきっかけに、養護教諭等が本人や家庭の状況を聞き取り、場合によっては福祉分野など外部の関係機関につなげていくことで、背後にある課題の根本的な解決を図るよう努めている。

要望項目	左に対する対応方針等
○県独自の給付制奨学金制度を創設すること。	令和7年度から多子世帯の学生等について授業料等は無償にする措置が講じられたことに加え、令和8年度には「高校生等奨学給付金」の対象がさらに拡大される予定であり、また、「国の経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太の方針）」においても、中長期的な取組として、高等教育費の負担軽減に向けて必要な支援の検討を進めるとされていることから、県独自の支援については考えていない。